

# 通所介護 まごころデイセンター運営規程

## (事業の目的)

第1条 有限会社福寿会が開設する「まごころデイセンター」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
  - 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
  - 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
  - 7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 まごころデイセンター
- ② 所在地 愛知県西尾市米津町家下1番地4

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

② 従業者

生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
機能訓練指導員	1名以上

従業者は、生活の向上を図る為適切な相談、援助等を行い利用者の心身の状況に応じ必要な介護を行う。

③ その他

事務職員	1名以上
------	------

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。但し、延長する場合がある。
- ④ 延長サービス可能時間  
提供前 8:00～8:30  
提供後 16:30～17:30

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 25名(通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ② 食事の提供
- ③ 口腔ケア
- ④ 入浴(一般浴、特別浴)
- ⑤ 日常生活動作の機能訓練
- ⑥ 健康チェック
- ⑦ 送迎
- ⑧ グループ活動(介護予防) など
- ⑨ 延長サービス

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり50円徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、30分当たり500円を徴収する。

- 4 食費は800円、おやつ代として200円を徴収する。
- 5 おむつ代は、紙おむつ130円、紙パンツ100円、尿とりパッド40円を徴収する。
- 6 作品づくり(レクリエーション充実費)として1人当たり月額100円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 利用日前日の昼12時以降のキャンセルの場合、利用キャンセル料として、675円徴収する。
- 9 前8項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 10 指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 12 法廷代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市(一色町、吉良町、鳥羽町、寺部町、西幡豆町、東幡豆町、佐久島を除く)安城市、碧南市の全域、岡崎市中島西町・中島町・正名町・福桶町・安藤町とする。

#### (衛生管理等)

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### (緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医へ連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、担当者の配置、改善措置、記録の整備など必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第18条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - (2) 継続研修 年3回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
  - 5 事業所は、指定通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
  - 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社福寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

- この規程は、平成16年2月19日から施行する。
- この規程は、平成16年12月20日から一部変更する。
- この規程は、平成17年1月4日から一部変更する。
- この規程は、平成17年2月1日から一部変更する。
- この規程は、平成17年8月15日から一部変更する。
- この規程は、平成17年10月1日から一部変更する。
- この規程は、平成18年4月1日から一部変更する。
- この規程は、平成18年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成19年5月14日から一部変更する。
- この規程は、平成19年7月20日から一部変更する。
- この規定は、平成19年8月1日から一部変更する。
- この規程は、平成20年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成21年8月10日から一部変更する。
- この規程は、平成21年9月1日から一部変更する。
- この規程は、平成22年3月4日から一部変更する。
- この規程は、平成22年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成23年4月1日から一部変更する。
- この規程は、平成23年7月1日から一部変更する。
- この規程は、平成24年4月1日から一部変更する。
- この規程は、平成24年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成24年9月1日から一部変更する。
- この規程は、平成25年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成26年4月1日から一部変更する。
- この規程は、平成26年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成27年4月1日から一部変更する。
- この規程は、平成27年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成28年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成29年1月1日から一部変更する。
- この規程は、平成29年6月1日から一部変更する。
- この規程は、平成30年6月1日から一部変更する。
- この規程は、令和元年6月1日から一部変更する。
- この規程は、令和元年8月1日から一部変更する。
- この規定は、令和元年10月1日から一部変更する。
- この規程は、令和2年4月1日から一部変更する。
- この規程は、令和2年6月1日から一部変更する。
- この規程は、令和3年4月1日から一部変更する。
- この規程は、令和3年6月1日から一部変更する。
- この規程は、令和4年4月1日から一部変更する。
- この規程は、令和4年6月1日から一部変更する。
- この規程は、令和4年11月1日から一部変更する。
- この規定は、令和5年7月1日から一部変更する。
- この規程は、令和8年4月1日から一部変更する。